

事務連絡
令和3年9月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の
特例的な対応について

高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院としているところですが、病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際の診療報酬上の特例的な対応を含む留意点等については「介護医療院等での施設内感染発生時の留意点等について」（令和3年4月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、新たに、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合の診療報酬上の特例的な対応について、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その59）」（令和3年9月3日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）問2において示されましたので、管内の関係施設等に対して周知を図るようお願いいたします。

別添1：「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その59）」（令和3年9月3日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）

別添2：「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）」（令和3年7月30日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）